（組合調整対象需要額）

第十三条　組合調整対象需要額は、次に掲げる額の合算額（当該額に係る第十五条第一項に規定する補助がなされるときは、当該補助の額を控除した額）から療養給付費等補助見込額を控除した額とする。

一・二　（略）

2　前項の療養給付費等補助見込額は次に掲げる額の合算額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ・ロ　（略）

ハ　算定政令別表第一の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

二　（略）

三　イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額

ロ　算定政令第五条第五項第三号ニに規定する額

ハ　算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合

3～10　（略）

附　則

（病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）

第四条　平成三十年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の七まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（組合調整対象需要額）

第十三条　組合調整対象需要額は、次の各号に掲げる額の合算額（当該額に係る第十五条第一項に規定する補助がなされるときは、当該補助の額を控除した額とする。）から療養給付費等補助見込額を控除した額とする。

一・二　（略）

2　前項の療養給付費等補助見込額は次の各号に掲げる額の合算額とする。

一　イに掲げる額とロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ・ロ　（略）

ハ　算定政令第五条第一項第一号ハの表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

二　（略）

三　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　(1)に掲げる額に(2)に掲げる割合を乗じて得た額

(1)　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号イ及びロに規定する額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から同号ハに規定する額を控除した額）

(2)　算定政令第五条第五項第三号ニに掲げる割合

ロ　(1)に掲げる額に(2)に掲げる割合を乗じて得た額

(1)　特定納付費用見込額のうち前号ロに掲げる額及びイ(1)に掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から前号ハに掲げる額を控除した額）を控除した額

(2)　算定政令第五条第五項第四号に掲げる割合

3～10　（略）

附　則

（病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）

第四条　平成三十年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の七まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第三項	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等
第七条（見出しを含む。）	第五条第一項第一号ロ(2)	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第一項第一号ロ(2)
第七条の四（見出しを含む。）	第五条第三項	附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第三項